

中間市告示第56号

振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定に基づき、市長が指定する地域を次のように指定する。

指定地域

中間市のうち、次の図面において緑色、黄色及び桃色で着色した区域
(次の図面は省略し、当該図面は、中間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

平成24年4月1日

中間市長 松下 俊男